

# 賢い消費者になるために

平成13年12月10日  
県立島原農業高等学校にて

文責 弁護士 森 本 精 一

## 1 クレジット契約

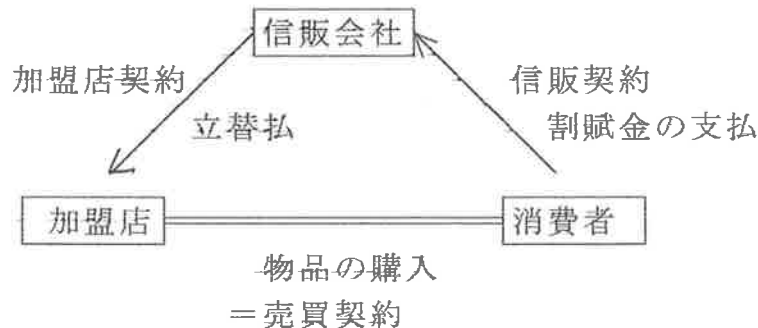
### (1) 序論

社会人になるとクレジットを組んで大きな買い物（自動車や電化製品等）ができますが、これはいわば借金であり手数料がつくことに注意すべきです。

今はデフレーションの世の中であり、資産よりもお金の価値があるので、お金を貯めてから購入するという原則が認識されるべきかもしれません。

→資料1 カードの系列別種類と発行枚数の推移

### (2) クレジット契約の仕組み



以上のような3面契約です。

- ### (3) 企業・業者のねらいとメリット
- 販売促進
  - 代金回収
  - 利息（手数料利益）

### (4) 消費者側のメリット・デメリット

- ### (5) クレジット契約の内容と注意点
- 資料2 クレジット契約

- ・「現金販売価格」と「分割払手数料」
  - ・「公正証書」とは？
  - ・どうして「お住まい」「年収」「家族」等について調べるのか？
  - ・裏に契約の内容
    - 「所有権留保」
    - 「信用情報機関への登録」
    - その他
  - ・クーリング・オフ制度
    - 書面による，交付を受けた日を含めて8日以内
- 資料3 クーリング・オフ通知の書き方

(6) 相談事例より

以前も購入したことがある顔見知りの自動車販売会社から1年前，200万円の新車を現金で購入した。ただ，契約の際「クレジットを通すと安くなる」と勧められ，契約書にサインし，指示どおりクレジット会社の確認にも「ハイ，ハイ」と答えていた。

販売店に現金一括払いし，領収書も受領していたためクレジット契約のことは，気にもとめていなかった。ところが数ヶ月後クレジット会社から支払い催促書が届き，驚いて販売店に連絡したら，「何かの手違いだ。手紙は破棄してくれ」というので放置していたところ，先月，クレジット会社の顧問弁護士から催告書が届いてびっくりした。その後，販売店とは連絡が取れなくなった。

- ・現金一括払いと信販契約の二重契約
- ・名義貸事例の解決

(7) 注意点

- ・収入の範囲で利用する。
- 家計簿をつけるなどの収支のチェックをする。
- カード破産
- 資料4 クレジットカード発行の問題例，資料5 カード破産
- ・名義貸をしない。
- ・やってしまった場合，長崎県消費生活センター，長崎県弁護士会の法律相談，最寄りの弁護士事務所等へ処理方法を早期に相談すること。

## 2 サラリーマン金融

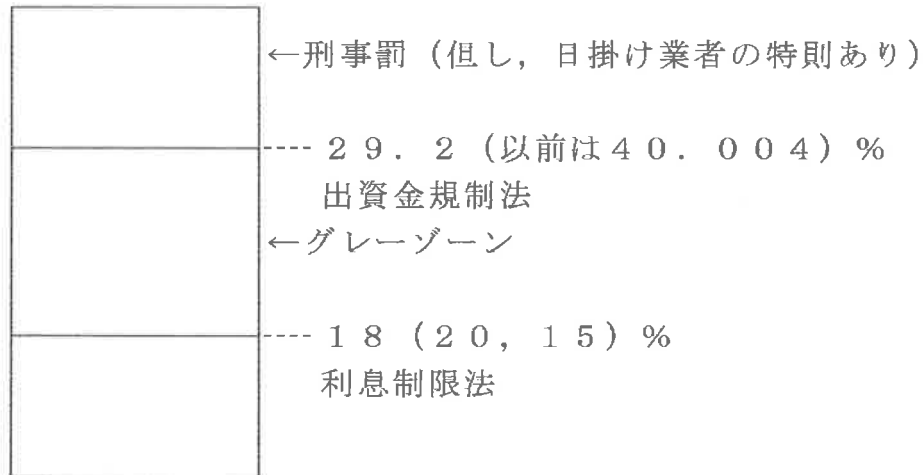
(1) 序論

いわゆるサラ金と称されているもので，高利貸しです。金利が銀

行や信販会社より金利が高い点で完済できなくなる可能性のあるものである点で、利用には注意が必要です。

借りたお金には金利がつくということを認識すべきです。

## (2) 金利の規制



## (3) 相談事例より

会社の営業をやっていましたが、取引先からはいるはずのお金が入らなかった場合の売掛金を埋め合わせするためにサラ金から50万円借入をし、その後、子供の出産、幼稚園の費用等給料では足りない支出、あるいは冠婚葬祭等に便利なサラ金から借り入れ、次第に膨れ上がり、約350万円程度の借金になってしまい、支払えなくなってしまいました。

→ 多重債務の救済

→ 資料5 サラ金など多重債務の被害実態 新聞切り抜き

## (4) サラ金業者の「別の顔」

- ・ 集客のためのティッシュ配布
- ・ 窓口融資のための若い女性職員
- ・ 機械による自動融資制度—無人貸付機

→ 借り易さの危険

- ・ 取立の厳しさ 勤務先に個人名で催促, 自宅への訪問
- ・ 弁護士介入後の紳士的対応

## (5) 注意点

- ・ できれば利用しない方がよい。
- ・ 利用せざるをえない場合には早く返す。

→家計簿をつけるなどの収支のチェックをする。

→収入の4分の1程度が限度である。

- ・名義貸をしない。
- ・他人の保証人にならない。
- ・多重債務の救済
  - ① 債務整理
  - ② 自己破産
  - ③ 個人再生

### 3 マルチ商法

#### (1) 序論

いわゆる甘い儲け話に安易に乗ると危険です。

マルチ商法などは、被害者ではなく、場合によっては加害者ともなりかねないので、注意しましょう。

#### (2) マルチ商法って何？

- ・連鎖販売取引
- ・ネズミ講の金銭の出資の代わりに商品販売や委託販売の形式を取る商法

#### (3) マルチ商法の問題点と危険性

- ・友人を騙し、巻き込む加害者であると同時に被害者。
- ・商品代金のためにサラ金などから借金をする。

#### (4) 相談事例より

高校時代の同級生から電話があり「アルバイトをしないか」と誘われ、健康食品を買うことが条件で仕事をすると言われた。金が今ないと断ると、サラ金に連れていかれ、13万円の借金をさせられ、12万8,000円の健康食品を購入させられた。アルバイトの内容は、友人を勧誘して同じ契約をさせることで、1人紹介すると5パーセント、2人目は15パーセントの紹介手数料が入る仕組みであるという。うまい話のように思えたが、購入するためにお金がいり、友人も共通しているためその後は予定どおり購入してくれないために、支払だけが残り困っている。

#### (5) マルチ商法の救済方法